

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1384号)

平成29年2月16日

横 情 審 答 申 第 1384 号

平 成 29 年 2 月 16 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成28年7月27日神戸第299号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「戸籍・住民票等郵送請求書（特定年月日請求分）」の個人情報一部開示
決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「戸籍・住民票等郵送請求書（特定年月日請求分）」の個人情報を一部開示とした決定のうち、代理人の職、氏名並びに事業所の所在地及び電話番号を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分の非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「戸籍・住民票等郵送請求書（特定年月日請求分）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年5月20日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件個人情報に記載のある戸籍謄本等の交付請求者（以下「本件申請者」という。）の住所、氏名及び印鑑の印影、請求に係る者との関係並びに代理人の住所、氏名、連絡先及び印鑑の印影は、いずれも本人開示請求者以外の第三者の情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し非開示とした。

また、「使用目的」及び「提出先」欄に記載されている情報並びに本件請求以外の委任事項については、本人開示請求者以外の個人（戸籍筆頭者を除く）に関する情報であって他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報のうち、委任状の印影を除き全部を開示するよう求める。
- (2) 戸籍は本来、戸籍に載っている者しか取得できない。弁護士や裁判所、公的機関が国の役目で取ることにはあるが、許可なく取得していることに変わりない。弁護士事務所や社会保険事務所の担当者名や印影は偽造防止のため、仕方ないと分かるが、それ以外は、知る権利がある。
- (3) 審査請求人が過去に本籍を置いていた自治体に、同じ調査（個人情報開示請求）を依頼したところ、正確な返答があった。審査請求人の個人情報を出した全ての氏名住所等、印影以外ははっきりと、そして使用目的の文章も当然だが記されていた。その自治体の職員に横浜市のほとんど黒塗りの対応について質問したところ、個人情報開示請求とは、本人でも第三者でも誰がいつ、何の目的で戸籍謄本等を出したか開示する制度であるため、黒塗りでは、調査をしたことにならないと、はっきり答えられた。
- (4) 第三者が戸籍謄本等を出せる理由は、遺産相続以外にはないに等しいと実施機関に言われた。役所は個人が遺産相続をしているか否かは把握していないため、使用目的に遺産分割協議のためと書かれたら不正でも交付すると言われた。
- (5) 不正があった際には、区役所ではなく警察に通報し、防止策としては何年かおきに今回のように個人情報開示請求をしていくしか方法はないと、区役所は不正を見抜けないと断言された。

不正は自分で把握するものだと実施機関は主張するが、個人情報本人開示請求をしても、今回のように黒塗りでは、不正を見つける方法を絶たれ邪魔されていることになる。
- (6) 過去に本籍を置いていた自治体には、登録型本人通知制度がある。事前に登録することによって、個人情報が出された都度、必ず誰に出したか通知する制度である。ストーカー防止や個人情報保護のためにも徹底している。横浜市にある本人通知制度は、犯罪や不正が立証された場合のみ通知がある制度である。これでは、住民票が横浜にある限り、不正取得される可能性が残る。
- (7) 本人通知制度の改善の検討もしてほしい。現時点で制度が追いついていないのは仕方ないとしても、自分で管理しようとしているので、今回のように、個人情報開示請求をしたにも関わらず、邪魔をするようなことはやめてほしい。現に、過去に本籍を置いていた自治体では、全て開示されている。

(8) 条例第22条第3号には、実施機関が提出した弁明書には記載されていない例外が設けられており、他人の個人情報でも開示しなければならないと定められている。住民票等郵送請求書は、本人の個人情報である戸籍謄本や戸籍の附票を誰が委任し、また誰が受任して取得したのかが問題であるため、当然ながら「慣行として本人が知ることが予定されている情報」に該当する。さらには、ストーカー等防止のため、誰が本人の個人情報を取得したのかを知る必要があり「人の生命、健康、生活又は財産」の保護のため開示が必要と認められる情報にも該当し、どちらにも該当する。よって、条例第22条第3号ただし書ア及びイの例外要件に該当し、本来であれば開示しなければならなかった他人の個人情報を非開示とした本件処分は違法である。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、特定年月日に実施機関において受け付けた、審査請求人の戸籍の筆頭者に係る戸籍謄本及び戸籍の附票の交付を求める戸籍・住民票等郵送請求書（以下「文書1」という。）並びにこれらの交付の申請及び受領（以下「本件申請」という。）その他の事務を代理人に委任する委任状（以下「文書2」という。）である。

イ 当審査会が本件個人情報を見分したところ、文書1は、本件申請の「年月日」、「本籍・住所」及び「筆頭者・世帯主」、「請求の種別」、「通数」及び「請求に係る者の氏名」、本件申請者の「住所」及び「氏名」、本件申請者と「請求に係る者との関係」、代理人の「住所」、「氏名」及び「連絡先」、「使用目的」並びに「提出先」の各欄で構成されている。

このうち、代理人に係る欄を見ると、「住所」欄には代理人の職に係る事業所（以下「事業所」という。）の所在地及び自宅住所と思われる地名地番等が、「氏名」欄には職及び氏名が、「連絡先」欄には事業所の電話番号がそれぞれ記載されており、氏名とともに代理人の印鑑が押印されていることが認められる。

また、文書2には、受任した代理人の職、氏名及び文書1に記載されている事業所の所在地と同一の地名地番等、委任事項並びに本件申請者の住所及び氏名が記載され、本件申請者及び代理人の印鑑が押印されていることが認められる。

ウ 実施機関は、本件個人情報のうち、文書1の本件申請者の「住所」及び「氏

名」、本件申請者と「請求に係る者との関係」、代理人の「住所」、「氏名」及び「連絡先」、「使用目的」並びに「提出先」並びに文書2の代理人の職、氏名及び事業所の所在地、本件申請以外の委任事項、本件申請者の住所及び氏名並びに本件申請者及び代理人の印鑑の印影について、条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

エ 一方、審査請求人は、これらの非開示部分は、文書2にある印影を除き同号ただし書ア及びイに該当するとして、開示されるべきであると主張している。

(2) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」及び「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、同号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関が非開示とした部分のうち、文書1に記載された本件申請者の「住所」及び「氏名」、本件申請者と「請求に係る者との関係」、代理人の自宅住所と思われる地名地番等、「使用目的」並びに「提出先」並びに文書2に記載された本件申請以外の委任事項、本件申請者の住所及び氏名並びに本件申請者の印鑑の印影は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるため、本号本文前段に該当し、ただし書ウに該当しない。

審査請求人は、これらの情報が本号ただし書ア及びイに該当すると主張しているため、以下検討する。

(ア) これらの情報は、慣行として審査請求人が知ることが予定されている情報とは言えず、法令等の規定により審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報にも当たらないため、本号ただし書アには該当しない。

(イ) また、審査請求人は、これらの情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると主張している。

本号ただし書イは、個別具体的な事情が、人の生命、健康、生活又は財産の保護のために当該保有個人情報を開示することが必要であると判断されたときに認められるものである。

しかし、審査請求人からは、開示することの必要性について具体的な主張はなく、当審査会において本件個人情報を見分しても、そのような事情は認められないため、本号ただし書イには該当しない。

(ウ) 以上のとおり、これらの情報は本号本文前段に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 非開示とされた部分のうち、文書1に記載されている代理人の職、氏名並びに事業所の所在地及び電話番号並びに文書2に記載されている代理人の職、氏名及び事業所の所在地（これらの情報を総称して以下「代理人の職に係る情報」という。）並びに文書1及び文書2に押印された代理人の印鑑の印影（以下「代理人印の印影」という。）は、本号本文で個人に関する情報から除く、事業を営む個人の当該事業に関する情報と考えられることから、以下検討する。

代理人は、文書1に氏名とともに職を記載し、事業所の所在地及び電話番号を記載している。また、本件申請者は、文書2に委任する相手方として代理人の職、氏名及び事業所の所在地を記載している。これらのことから、本件申請者は、その職にある代理人に対して各委任事項を委任したことが明らかであり、本件申請は、代理人がその職に係る事業として行ったと認められる。

そうすると、代理人の職に係る情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると言える。また、代理人印の印影は、代理人の職・氏名とともに押印されたものであり、同様に事業を営む個人の当該事業に関する情報であると言える。

よって、代理人の職に係る情報及び代理人印の印影は、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報には該当しない。

(3) 条例第22条第4号の該当性について

ア 実施機関は本号の該当性について主張していないが、本件個人情報のうち、代理人印の印影は、前記(2)ウで述べたとおり、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるため、次のように判断する。

イ 条例第22条第4号では、「・・・本人開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ ア 開示することにより、・・・当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

ウ 代理人印の印影は、本件個人情報を区長へ提出するに当たって、代理人が真正に作成したことの証として押印したものである。当該印影を開示すると、これを第三者に偽造されるなどして、代理人が職務上作成する文書を偽造することが可能となり、代理人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。したがって、代理人印の印影は、本号アに該当する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定のうち、代理人の職に係る情報を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、結論において妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年7月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年8月23日 (第294回第一部会) 平成28年8月26日 (第298回第二部会)	・諮問の報告
平成28年8月31日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・諮問の報告
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議
平成28年12月1日 (第204回第三部会)	・審議
平成28年12月22日 (第205回第三部会)	・審議
平成29年1月19日 (第206回第三部会)	・審議